

平成 28 年 6 月 13 日  
水管理・国土保全局  
砂防部 保全課

## 平成 28 年熊本地震に係る災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等の

### 採択要件の緩和（特例措置）について

国土交通省は、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、別紙の概要のとおり採択要件を緩和するなどの特例措置を行うこととしました。

この特例措置により、放置すれば次期降雨や余震等で周辺の住家及び各種公共施設などに被害が拡大するおそれがある場合、高さ 3 m 以上の小規模な急傾斜地や宅地擁壁等に対する対策についても、一定の要件を満たせば実施できることとなります。

#### ○災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 特例概要

##### < 現 行 >

- ・ 自然斜面を対象
- ・ がけ高 10 m（人家に被害があった箇所は 5 m）以上

##### < 特例措置 >

- ・ 人工斜面（宅地擁壁等）も対象
- ・ 人家に被害があり、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがある場合は 3 m 以上
- ・ ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること（追加）

#### ○災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 特例概要

##### < 現 行 >

- ・ 自然斜面を対象
- ・ がけ高 5 m 以上

##### < 特例措置 >

- ・ 人工斜面（宅地擁壁等）も対象
- ・ 人家に被害があり、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがある場合は 3 m 以上
- ・ ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること（追加）

#### < 問い合わせ先 >

国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課

保全調整官 伊藤 仁志（内線 36202）、課長補佐 石田 和典（内線 36242）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8469

FAX 03-5253-1611